

船橋市制度資金審査会運営要領

(設置)

第1条 船橋市農業近代化資金利子補給条例、船橋市農業近代化資金利子補給条例施行規則、船橋市農業後継者対策資金利子補給規則、船橋市農業災害復旧資金利子補給規則等に基づく制度資金の適正な利子補給を図るため、船橋市制度資金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審査会は、船橋市農業近代化資金利子補給契約書、船橋市農業後継者対策資金利子補給契約書、船橋市農業災害復旧資金利子補給契約書等に定める利子補給承認申請書について、利子補給の適否を審査する。

(組織)

第3条 審査会は、次の機関及び団体等で組織する。

- 1 東葛飾農業事務所
- 2 制度資金の利子補給契約を締結している農業協同組合
- 3 船橋市経済部農水産課

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 1 会長は、船橋市経済部農水産課長とし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審査会の招集は会長が召集し、議長となる。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、船橋市経済部農水産課内に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項はその都度協議することとし、審査内容については千葉県農業近代化資金取り扱い要領に基づくものとする。

- 附 則 この要領は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成11年4月22日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成16年7月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。